

# WEB完結教育プラン

2021年12月1日現在

1. 商品名	・WEB完結教育プラン…しんきん保証基金
2. ご利用いただける方	<p>(1) 営業店の所在地域および営業店エリア地域に居住あるいは勤務先がある方で、融資の取扱を希望する当金庫の店舗に普通預金口座を開設している方          &lt;対象地域&gt; (下線は店舗所在地域以外の地域)          東京都 <u>千代田区</u>、中央区、港区、新宿区、<u>江東区</u>、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、<u>中野区</u>、調布市、日野市、<u>狛江市</u>、稲城市          神奈川県 <u>横浜市港北区</u>、<u>都筑区</u>          川崎市川崎区、<u>幸区</u>、中原区、<u>多摩区</u>、宮前区</p> <p>(2) 年齢が満20才以上で、安定継続した勤務(営業)をされている方          * 給与所得者の方は、勤続年数は問いません          * 自営業者の方は、現在の業種で確定申告の実績がある方          * 派遣社員・パート等の非正規社員の方で、安定継続した収入が「年収が150万円以上ある」または「年収が90万円以上で家族の方と同居している」方          * 年金収入のある方</p> <p>(3) 本人確認資料として運転免許証またはパスポートを所有している方          * パスポートは所持人記入欄に氏名と現住所の記載があるものに限り、          2020年2月4日以降に申請されたパスポートは住所記載欄(所持人記入欄)がないためWEB完結ローンでの手続きはできません。</p> <p>(4) 当金庫にて、犯罪収益移転防止法上の取引時確認がなされている方          (5) しんきん保証基金の保証を受けられる方          ※上記(1)～(5)の全てを満たす方がご利用いただけます。</p>
3. ご利用期間	・3ヶ月以上16年以内
4. ご利用金額	・1,000万円以内
5. お使いみち	<p>お申込人またはお申込人の子弟・孫・被扶養家族にかかる次の資金</p> <p>(1) 学校納付金・寄付金・学校債(最長1年分)          ※学校等とは、国内海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの          ※納付金には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含みます。</p> <p>(2) 付帯費用(最長1年分、100万円以内、教材代・引越費用・下宿費用・交通費等)</p> <p>(3) 既存借入の借換資金(新規実行分と合わせ当金庫借入分の一本化のみ取扱可能となります。)</p> <p>【学校等の例】          大学院(法科大学院含む)・大学・短期大学・専修学校・各種学校(予備校          専門学校含む)・高等専門学校・高等学校・中学校・小学校・幼稚園・保育園</p>
6. ご融資利率	<p>・1.95%(変動金利型・当金庫所定の短期プライムレート+0.475%)          ※実際のお借入金利は、お申し込み時点の金利ではなく融資実行日の金利が適用されます。</p>
7. ご返済方法	<p>・元利均等返済とします。          ・返済日は7日、17日、27日より選択していただきます。</p>
8. 必要書類	<p>(1) 本人確認書          運転免許証(表裏)、パスポート(2020年2月3日以前に申請されたもの)</p> <p>(2) 年収確認書類(ご利用金額が100万円を超える場合) 公的所得証明、源泉徴収票、確定申告書控、年金決定通知書等</p> <p>(3) お使いみちの確認できる書類(パンフレット・入学案内)等</p> <p>(4) 融資残高確認書類(借換一本化の場合、当金庫返済予定表)</p>
9. 事務手数料	・不要です。
10. 保証料	・金利に含まれます。

11. 保証人	・しんきん保証基金をご利用いただきますので、保証人は不要です。
12. 担保	・不要です。
13. その他	(1) ローンの詳細内容、またはご融資利率やご返済の試算については、本部または窓口にお問合わせください。 (2) ご利用に際してはお申込後審査をさせていただきます。 しんきん保証基金の保証が受けられない等、結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
14. 苦情処理措置 紛争解決措置	<b>苦情処理措置</b> ：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-3742-0621）にお申し出ください。 <b>紛争解決措置</b> ：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一がございます。 ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。